

堺市環境影響評価条例施行規則の新旧対照表

現 行	改 正 案								
<p>附則</p> <p>2 備考</p> <p>2 大阪府温暖化の防止等に関する条例第31条第1項の規定による届出</p> <p>5 大阪府温暖化の防止等に関する条例第31条第1項の規定による届出</p> <p>3 備考</p> <p>2 この表の第2号において、施設の増設又は更新（施設の廃止を伴うもので、当該施設と同一の種類の施設の設置をいう。以下この項において同じ。）を行う場合における「<u>汚水等排出量</u>」とは、それぞれ増設又は更新の後に増加することとなる<u>汚水等排出量</u>をいう。</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>1 第1種分類事業</p> <p>備考</p> <p>2 大阪府温暖化の防止等に関する条例第31条第1項の規定による届出</p> <p>4 大阪府温暖化の防止等に関する条例第31条第1項の規定による届出</p> <p>2 第2種分類事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <table border="1" data-bbox="132 1303 778 1464"> <tr> <td>(3) 条例別表第7号に掲げる事業</td> <td>特定施設等から排出される1日当たりの平均的な<u>汚水又は廃液の量</u>（以下「<u>汚水等排出量</u>」という。）が1,000立方メートル以上であるもの</td> </tr> </table> <p>(4)～(19) (略)</p> <p>備考</p> <p>2 この表の第2号において、増設の事業における「<u>汚水等排出量</u>」とは、当該増設される施設に係る<u>汚水等排出量</u>をいう。</p> <p>別表第2（第25条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <table border="1" data-bbox="132 1944 778 2103"> <tr> <td>(4) 条例別表第4号に掲げる事業</td> <td>電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可の申請、同法第9条第1項の規定による届出、同法第47条第1項若しくは第2項の認可の申</td> </tr> </table>	(3) 条例別表第7号に掲げる事業	特定施設等から排出される1日当たりの平均的な <u>汚水又は廃液の量</u> （以下「 <u>汚水等排出量</u> 」という。）が1,000立方メートル以上であるもの	(4) 条例別表第4号に掲げる事業	電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可の申請、同法第9条第1項の規定による届出、同法第47条第1項若しくは第2項の認可の申	<p>附則</p> <p>2 備考</p> <p>2 大阪府温暖化の防止等に関する条例第32条第1項の規定による届出</p> <p>5 大阪府温暖化の防止等に関する条例第32条第1項の規定による届出</p> <p>3 備考</p> <p>2 この表の第3号において、施設の増設又は更新（施設の廃止を伴うもので、当該施設と同一の種類の施設の設置をいう。以下この項において同じ。）を行う場合における「<u>平均汚水等排出水量</u>」とは、それぞれ増設又は更新の後に増加することとなる<u>平均汚水等排出水量</u>をいう。</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>1 第1種分類事業</p> <p>備考</p> <p>2 大阪府温暖化の防止等に関する条例第32条第1項の規定による届出</p> <p>4 大阪府温暖化の防止等に関する条例第32条第1項の規定による届出</p> <p>2 第2種分類事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <table border="1" data-bbox="831 1303 1477 1505"> <tr> <td>(3) 条例別表第7号に掲げる事業</td> <td>特定施設等から排出される1日当たりの平均的な<u>排出水の量</u>（<u>汚水又は廃液に限る。以下「平均汚水等排出水量</u>」という。）が1,000立方メートル以上であるもの</td> </tr> </table> <p>(4)～(19) (略)</p> <p>備考</p> <p>2 この表の第3号において、増設の事業における「<u>平均汚水等排出水量</u>」とは、当該増設される施設に係る<u>平均汚水等排出水量</u>をいう。</p> <p>別表第2（第25条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <table border="1" data-bbox="831 1944 1477 2103"> <tr> <td>(4) 条例別表第4号に掲げる事業</td> <td>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録の申請、同法第2条の6第1項の変更登録の申請、同法第3条の許可の申請、同法第9条第1項の</td> </tr> </table>	(3) 条例別表第7号に掲げる事業	特定施設等から排出される1日当たりの平均的な <u>排出水の量</u> （ <u>汚水又は廃液に限る。以下「平均汚水等排出水量</u> 」という。）が1,000立方メートル以上であるもの	(4) 条例別表第4号に掲げる事業	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録の申請、同法第2条の6第1項の変更登録の申請、同法第3条の許可の申請、同法第9条第1項の
(3) 条例別表第7号に掲げる事業	特定施設等から排出される1日当たりの平均的な <u>汚水又は廃液の量</u> （以下「 <u>汚水等排出量</u> 」という。）が1,000立方メートル以上であるもの								
(4) 条例別表第4号に掲げる事業	電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可の申請、同法第9条第1項の規定による届出、同法第47条第1項若しくは第2項の認可の申								
(3) 条例別表第7号に掲げる事業	特定施設等から排出される1日当たりの平均的な <u>排出水の量</u> （ <u>汚水又は廃液に限る。以下「平均汚水等排出水量</u> 」という。）が1,000立方メートル以上であるもの								
(4) 条例別表第4号に掲げる事業	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録の申請、同法第2条の6第1項の変更登録の申請、同法第3条の許可の申請、同法第9条第1項の								

	請又は同法第48条第1項の規定による届出
--	----------------------

(5) ~ (6) (略)

(7) 条例別表第7号に掲げる事業	ア~キ (略) ク 電気事業法(昭和39年法律第170号) <u>第3条第1項の許可の申請、同法第9条第1項の規定による届出、同法第47条第1項若しくは第2項の認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出</u>
-------------------	---

(8) ~ (22) (略)

別表第3 (第62条関係)

(1) ~ (20) (略)

(21) 別表第1の2の項の表第3号に掲げる事業	<u>汚水等排出量</u>	<u>汚水等排出量</u> が10パーセント以上増加しないこと。
	(略)	(略)

以下(略)

	<u>規定による変更の届出(同法第27条の12において準用する場合を含む。)、同法第27条の4の許可の申請、同法第27条の13第1項の規定による届出、同法第7項の規定による変更の届出、同法第27条の27第1項の規定による届出、同法第47条第1項若しくは第2項の認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出</u>
--	--

(5) ~ (6) (略)

(7) 条例別表第7号に掲げる事業	ア~キ (略) ク 電気事業法(昭和39年法律第170号) <u>第2条の2の登録の申請、同法第2条の6第1項の変更登録の申請、同法第3条の許可の申請、同法第9条第1項の規定による変更の届出(同法第27条の12において準用する場合を含む。)、同法第27条の4の許可の申請、同法第27条の13第1項の規定による届出、同法第7項の規定による変更の届出、同法第27条の27第1項の規定による届出、同法第47条第1項若しくは第2項の認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出</u>
-------------------	---

(8) ~ (22) (略)

別表第3 (第62条関係)

(1) ~ (20) (略)

(21) 別表第1の2の項の表第3号に掲げる事業	<u>平均汚水等排水量</u>	<u>平均汚水等排水量</u> が10パーセント以上増加しないこと。
	(略)	(略)

以下(略)

様式第12号(第57条関係)

事後調査計画書提出書

年 月 日

堺市長 殿

住所(所在地)
氏名(名称) 印
(代表者氏名)
(電話番号)

堺市環境影響評価条例第39条第1項の規定により、下記の対象事業に係る事後調査計画書及びその概要書を、別添のとおり提出します。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の種類
- 3 連絡先

様式第12号(第57条関係)

事後調査計画書提出書

年 月 日

堺市長 殿

住所(所在地)
氏名(名称) 印
(代表者氏名)
(電話番号)

堺市環境影響評価条例第39条第1項の規定により、下記の対象事業に係る事後調査計画書を、別添のとおり提出します。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の種類
- 3 連絡先

様式第13号(第58条関係)

事後調査報告書提出書

年 月 日

堺市長 殿

住所(所在地)
氏名(名称) 印
(代表者氏名)
(電話番号)

堺市環境影響評価条例第41条第3項の規定により、下記の対象事業に係る事後調査報告書及びその概要書を、別添のとおり提出します。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の種類
- 3 連絡先

様式第13号(第58条関係)

事後調査報告書提出書

年 月 日

堺市長 殿

住所(所在地)
氏名(名称) 印
(代表者氏名)
(電話番号)

堺市環境影響評価条例第41条第3項の規定により、下記の対象事業に係る事後調査報告書を、別添のとおり提出します。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 対象事業の種類
- 3 連絡先